

令和8年度やまがたK A i G Oのしごと推進事業業務委託基本仕様書

第1 目的

介護現場の人材不足が深刻化する中で、本事業では、主に若い世代を対象に、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図ることで、新規就労の促進、離職防止、介護職への社会的評価の向上等を一体的に進める。

第2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務

1 出前講座等による介護職の魅力発信

現役介護職員や介護職経験者が講師となって、高校生や大学生、介護職員等を対象とした出前講座を実施し、介護職に対するポジティブなイメージの浸透や社会的評価の向上を図る。

(1) 中学生・高校生・大学生向け出前講座

中学生・高校生・大学生向けに出前講座を実施し、介護職の魅力を伝える。

実施回数（想定）：年間20回

(2) 介護職員向け出前講座

介護事業所で介護職員向けに対話型の講座を実施し、自らの体験や介護についての考えを言葉にすることで、仕事に対する誇りを引き出す。

実施回数（想定）：年間10回

2 出前講座講師のスキルアップ研修・養成研修

上記1の出前講座の質を高めるため、県が令和5年度に養成した「K A i G O P R i D E アンバサダー」及び、新たに研修参加を希望する現役介護職員や介護職経験者を対象とした、参加者同士の想いや経験を共有するワークショップ、講師に求められるプレゼンテーションや情報発信スキルを習得するための研修を実施する。

回 数：計4回（県内4地域1回又は県内2地域各2回）、

参加人数：延べ60人程度（想定）

第4 留意事項

- 1 第3におけるすべての業務について、企画提案に基づき受託予定者と山形県が協議し、最終的に内容を決定する。
- 2 委託業務の成果及び著作権は、山形県及び受託者に帰属するものとする。
- 3 全ての素材について、山形県は、山形県ホームページ、ポスター及びパンフレットへの掲載等の二次利用ができるものとする。
- 4 山形県の二次利用に当たって、第三者の有する著作権その他の権利を侵害するこがないよう、受託者は、制作に当たり、必要な許諾を得ること。
- 5 受託者は、業務上知り得た介護サービス事業者及び個人の秘密を、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
- 6 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- 7 本業務の実施にあたって、不明な点がある場合は、山形県と協議を行うこと。